

医療法人 原会
指定(介護予防)特定施設入居者生活介護

介護付有料老人ホーム つむぎ

運 営 規 程

介護付有料老人ホームつむぎ 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人 原会が開設する介護付有料老人ホームつむぎ（以下「事業所」という。）が行なう指定特定施設入居者生活介護の事業および指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員又は介護職員、機能訓練指導員及び計画作成担当者など（以下「職員等」という。）が、要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態等」という。）にある高齢者に対し、適正な指定特定施設入居者生活介護および指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の職員等は、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事などの介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行なうことにより、要介護状態となった場合でも利用者が事業所において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助を行なう。
- 2 事業所の職員等は、介護予防特定施設サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事などの介護、その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話を行なうことにより、要支援状態となった場合でも自立した日常生活を営むことができるよう支援を行い利用者の心身の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持向上を目指すものとする。
 - 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
 - 4 利用者の個人情報の取り扱いについては、その利用目的を示しあらかじめ本人および家族の同意を得た上で取り扱うものとし、個人情報保護法の精神に立って個人情報などの管理に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行なう事業所の名称および所在地は、次の通りとする。

- 一 名称 介護付有料老人ホーム つむぎ
- 二 所在地 群馬県伊勢崎市境上武士 898-1

(職員の職種、人員数および職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、人員数および職務の内容は次の通りとする。

- 一 管理者 1名（常勤兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行なう。
- 二 従業者はそれぞれの職種に必要な業務を行なう。
生活相談員 1名（常勤専従）
計画作成担当者 1名（常勤専従）
看護職員 2名以上
介護職員 18名以上
機能訓練指導員 1名（常勤専従）

管理栄養士 1名（常勤兼務）

看護職員および介護職員、その他従業者は、要介護者等の指定特定施設入居者生活介護および指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を行なうが、要介護者等のサービス利用に支障がないときは、要介護者等以外の入居者にサービスの提供を行なう。

（入居定員及び居室数）

第5条 指定特定施設入居者生活介護および指定介護予防特定施設入居者生活介護の入居定員及び居室数は次の通りとする。

- 一 入居定員 60名とする。
- 二 居室数 60室（個室）とする。

（指定特定施設入居者生活介護および指定介護予防特定施設入居者生活介護の内容）

第6条 指定特定施設入居者生活介護および指定介護予防特定施設入居者生活介護の内容は次の通りとする。

- 一 入浴（週2回）、排泄、食事など介護および日常生活上の世話
- 二 日常生活動作の機能訓練
- 三 療養上の世話
- 四 健康チェック（毎日の血圧、体温チェックなど）

（利用料およびその他の費用の額）

第7条 指定特定施設および指定介護予防特定施設の利用料、その他利用者が負担する費用の額は、次の通りとする。

- 一 介護報酬の告示上の額とし、当該指定特定施設入居者生活介護および指定介護予防特定施設入居者生活介護が法定代理受理サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。
- 二 利用者の選定による介護、その他日常生活上の便宜に要する費用および日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
- 三 おむつ（パッド）代などはその種類、サイズにより実費を徴収する。
- 四 前各項の費用の支払いを受ける場合には利用者又は、その家族に対して事前に文章で説明した上、支払いに同意する旨の文章に署名（記名押印）を受けるとする。
- 五 徴収する実費については別添「重要事項説明書」を参照。

（利用者が介護居室に移る場合の条件及び手続き）

第8条 生活相談員は、利用者を介護居室に移して介護を行なう場合には、入居契約書に基づき利用者の意思の確認を行い、同意を得ることとする。

（緊急時等における対応）

第9条 利用者の心身の状況に異変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに利用者の家族、管理者、主治医又は協力医療機関に連絡をとり適切な対応を図る。

- 2 看護に係る責任者を定める。
- 3 看護職員に対し24時間連絡体制を取り、かつ必要に応じて健康上の管理などを行なう体制を

確保する。

(非常災害対策)

- 第10条 非常災害が発生した場合、「防災計画」に従い利用者の避難等について適切な処置を講じる。
- 2 非常時に備え定期的に年二回、地域の協力機関と連携を図り避難訓練を実施する。
 - 3 スプリンクラー、自動火災報知機、避難階段、誘導灯などの防災設備は、法令に従い準拠する。

(虐待防止に関する事項)

- 第11条 事業所は、利用者の人権擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずるものとする。
- 一 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - 二 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - 三 その他虐待防止のために必要な措置
- 2 施設は、サービスの提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

(身体拘束等に関する事項)

- 第12条 利用者または他の利用者等の生命又は、身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は、行なわない。ただし利用者などの生命、身体を保護するために緊急やむをえない場合、入居契約に定める契約者もしくは、身元引受人と期間、方法などの協議し同意を得た上で、身体的拘束を行なうこともある。

(看取りに関する方針)

- 第13条 利用者の病状が終末期（ターミナル）であり、下記のいずれにも該当する場合においては、その意思に基づき当該事業所での生活を継続させ、身体面、精神面、環境面においてより質の高い支援を家族の理解と協力のもと主治医、看護職員、介護職員、生活相談員などの他職種において行います。
- 2 利用者の病状が主治医の診療に基づき入院治療など積極的な治療の適用外として、常時医療機関において治療を要する状態ではないと判断されること。
 - 3 在宅における緩和ケア（対症的な治療）の対象となり本人、家族がその内容や治療方針に同意していること。
 - 4 上記2，3の状態にあっても利用者、家族が当該事業所での入居継続を希望していること。

(衛生管理)

- 第14条 事業所は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に定める措置を講じなければならない。
- 2 感染対策委員会を設置し、定期的に開催するとともにその結果について職員に周知徹底する。
 - 3 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - 4 前号に定める指針に基づき、従業者に対する研修を定期的に行う。

(要望及び苦情処理)

- 第15条 事業所は提供したサービス等に関し利用者又は家族から要望及び苦情があったときは、管理者の責任において迅速かつ適切に対応し、その対応策を要望及び苦情を申し出た者に説明するものとする。
- 2 要望及び苦情の処理システムは、サービス向上委員会で定めるものとする。
苦情窓口 0270-74-0633
介護保険相談窓口：群馬県国民健康保険団体連合会 027-290-1323
伊勢崎市介護保険課 0270-27-2742
この他、お住まいの地域の各市町村介護高齢課
- 3 利用者又は家族の要望及び苦情を受け付ける為に所定の場所に「ご意見箱」を設置するものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

- 第16条 事業所は、事故発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。
- 2 事故が発生した場合の対応、次の各号に規定する報告の方法が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。
- 3 事故が発生した場合又は、それに至る危険性がある事態を生じた場合に、当該事実が確認され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。
- 4 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行う。
- 5 利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、マニュアルに基づいて、直ちに必要な措置を採るとともに、利用者の家族等に連絡をしなければならない。死亡事故その他の重大な事故については、遅滞なくその概要を県及び市町村に報告しなければならない。
- 6 前項の事故の状況及び事故に際して講じた措置について記録する。
- 7 利用者に対するサービス提供より賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(サービスの質の評価)

- 第17条 事業所は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。なお、評価にあたってはサービス向上委員会を組織して行うこととする。
- 2 前項に定めるサービス向上委員会は、従業者以外の者をもって組織するよう努めなければならない。
- 3 当事業所は、第一項に定めるサービス向上委員会の評価を要約し、公表するように努めなければならない。

(秘密の保持)

- 第18条 事業所の職員又は職員であった者は、業務上の知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らしてはならない。ただし、正当な理由がある場合は、この限りではない。
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するため従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含める。

第19条 短期利用特定施設入居者生活介護

- 一 当事業所は、定員の範囲内で空いている居室を利用し、短期間の指定施設入居者生活介護（以下「短期利用特定施設生活介護」という）を提供する。
- 二 短期利用特定施設生活介護の利用に当たっては、30日以内の利用期間を定めるものとする。
- 三 短期利用特定施設生活介護の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画内容に沿い、当事業所の計画作成担当者が特定施設入居者生活介護計画を作成することとし、当該特定施設入居者生活介護計画に従いサービス提供する。
- 四 入居者が入院等のために、長期にわたり不在となる場合は、入居者及び家族の同意を得て、短期利用特定施設生活介護の居室に利用することがある。なお、この期間の家賃等の経費については入居者ではなく、短期利用特定施設生活介護の利用者が負担するものとする。
- 五 短期利用特定施設生活介護の利用者の入退居に際しては、利用者を担当する居宅介護支援専門員と連携を図ることとする。

（施設の利用にあたっての留意事項）

第20条 居室、共用施設、敷地その他の利用にあたっては、その本来の用途に従って、妥当かつ適切に利用するものとする

（その他運営に関する重要事項）

第21条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- 二 継続研修 年12回

（委任）

第22条 この規程に定める事項の外、この規定の施行に関し必要な事項は、医療法人 原会の同意を得て、管理者が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

※ 第7条の利用料等については、別紙のとおりとし、別紙の一覧表などを添付するなど懇切丁寧な説明に留意する。